平成２０年（ネ）第３２８２号　損害賠償請求控訴事件
控訴人（一審原告）　蒔田直子　外３名
被控訴人（一審被告）　国，京都市

控訴理由補充書

２００９年2月１２日

大阪高等裁判所　第２民事部　御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士　小野誠之　㊞
同　堀　和幸　㊞
同　池田良太　㊞
同　村松優子　㊞

一審原告は２００９年１月２７日付け控訴理由書を提出しているが，主として原判決の事実誤認を明らかにすべく，本書面をもって，以下のとおり，控訴理由を補充する。

第１　はじめに

原判決は、「本件抽選に至る経緯は、ほぼ原告らの主張どおりであると認められる。」（原判決２９頁）としたが、本件抽選に至る経緯について、多くの点で事実誤認がみられる。

特に、原告らを排除した目的、原告らの個人情報を開示した目的等、多くの重要な点について、なんら客観的な証拠がないにもかかわらず、京都市の虚偽の主張をそのまま採用するという誤りを犯し，もって事実誤認を犯した。

第２　原判決が、伊佐敷及び松浦が、一審原告蒔田及び朴らの本件TMへの参加を阻止したこと、また、松浦が、伊佐敷に対して、一審原告蒔田及び朴らの情報を開示したことについて、いずれも、「目的は正当」としたのは、全くの事実誤認である

１　伊佐敷及び松浦が、一審原告蒔田及び朴らの本件TMへの参加を阻止した目的、また、松浦が、伊佐敷に対して、一審原告蒔田及び朴らの情報を開示した目的は、「イベントが進められなくなるという事態を回避するため」、「このような事態が発生することのないような対応をTM室に求めるため」とはいえない

(1)　原判決は、「第３　争点に対する判断」の「２　争点(3)」の「(2)憲法１４条について」の中で、松浦、伊佐敷らが、一審原告蒔田及び朴らを落選させたのは、「子供たちが参加する文化力ＴＭイン京都において、大声を発したりして、抗議活動が起これば、子供たちが萎縮して発言ができなくなるなどすることで、<u>イベントが進められなくなるという事態を回避するため</u>であるから、結果的に原告朴に関する情報が間違っていたとしても、その目的自体は正当なもの」（原判決３２頁）とした。

また、原判決は「３　争点(4)」の「(1)プライバシー権について」の「ア　原告蒔田について」の中で、松浦が、一審原告蒔田に関する情報を伊佐敷

に開示したのは、「文化力ＴＭイン京都には，多数の子供や，河合長官などの関係閣僚の出席が予定されていたため，京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントにおいて生じたような事態が生ずれば，子供たちが困惑し，ショックを受け，会場が混乱することとなるため，このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるためであり，その目的は正当なものといえる。」（同３４頁）と判示した。

さらに、同「イ　原告朴について」の中でも、松浦が、一審原告朴に関する情報を伊佐敷に開示したのは、「文化力ＴＭイン京都には，多数の子供や，河合長官などの関係閣僚の出席が予定されていたため，京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントにおいて生じたような事態が生ずれば，子供たちが困惑し，ショックを受け，会場が混乱することとなるため，このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるためであり，その目的は正当なものといえる。」（同３５頁）と判示した。

さらに、同「⑵憲法１９条、２１条１項について」の中でも、「同様の事態が文化力ＴＭイン京都において生じないように対応するためである。」（同３６頁）と判示している。

⑵ア　原判決は判断の根拠として、「『心の教育』はいらない！市民会議というグループの関係者が、京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントにおいて、会場内でプラカードを掲げるなどして、進行の妨害を行ったことがあったことを踏まえ」（同３２頁）という。原判決は、事実経過に関する部分でも、「『「心の教育」はいらない！市民会議』というグループの関係者が，河合長官の出席した京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントに おいて会場内でプラカードを掲げ指名されなくても大声を発するなど進行の妨害を行ったため，警察官が関与するまでに至ったことがあった」（同２４頁）、「かつて河合長官が出席したイベントで、大声を出したり、進行妨害をしたため、警察官を関与させることになった者が応募している可能性がある」（同２４頁）、「河合長官の出席したイベントにおいて会場内でプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどし、進行の妨害をしたため、警察官を関与させることになった者というのは、原告蒔田であり、原告朴もその関係者である」（同２４頁ないし２５頁）などと松浦が伊佐敷に対して説明したとの主張を、そのまま引用して認定している。

イ　原告第３準備書面７頁、原告第６準備書面３６頁でも指摘したように、京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントの開会前に会場前でチラシ（乙Ｂ４）を配布したのは、「学生有志カラス団」、「『心の教育』はいらない！市民会議」、「京都界隈有象無象」という３団体の、それぞれ「有志」であった。しかも、「３団体の有志としての行動は、門前のチラシ撒きだけで終り、皆は、そこで解散した。その後、数人が、講演会の会場に入った。」（原告第６準備書面３６頁）のである。また、これらの「３団体有志」以外にも、この間の京都市教育委員会の対応に批判的な意見をもつ市民らも参加していた。しかも、当該チラシ（乙Ｂ４）にも「私たちと話をしてみませんか？」と記載されているとおり、「３団体有志」が求めていたのはあくまでも話し合いであった。

とくに強調しなければならないのは，このイベントの際、プラカードなど掲げたものは一人もいなかったことであり，当該事実については，原審における証拠調べでも明らかになっていることである（蒔田本人調書２３頁）。

それにもかかわらず、原判決は、「『「心の教育」はいらない！市民会議』の関係者が、会場内でプラカードを掲げるなどして、進行の妨害を行った」と認定したが、証拠に基づかない認定であり，完全な事実誤認である。

ウ　仮に会場内で声をあげる者がいたとしても、その者を「『「心の教育」はいらない！市民会議』の関係者」と決め付ける理由はないし、原審に現わ

れた全証拠を精査しても，かかる事実は認定できないのである。

「『「心の教育」はいらない！市民会議』の関係者が、会場内でプラカードを掲げるなどして、進行の妨害を行った」との一審被告京都市の根拠のない主張を鵜呑みにした原判決は，重大な事実誤認があると言わなければならない。

(3) ア　原判決は、松浦と伊佐敷らが一審原告蒔田及び朴らを落選させたのは、「イベントが進められなくなるという事態を回避するため」（原判決３２頁）と認定している。さらに，原判決は，松浦が伊佐敷に対して一審原告蒔田及び朴らに関する情報を開示したのは、「このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるため」（原判決３４頁）とも認定している。

しかし，松浦が伊佐敷に対して一審原告蒔田らの情報を開示した目的については，原判決自体の認定とも矛盾しており，看過できない重大な事実誤認である。

イ　すなわち，松浦は伊佐敷に対して，２００５年１１月上旬、「応募者が多くて抽選となった場合には、会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性のある蒔田さんと朴さんを落選とすること」を要請した（乙Ａ２２の５頁）。つまり，松浦は「一審原告蒔田及び朴の排除を求めた」のであって、「このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めた」のではない。そもそも，「このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めた」などという認定は，被告らも主張していない言葉を持出しており，全くの失当というべきである。

原判決自身、別の判示部分において，松浦が伊佐敷に対して同年１１月上旬ころ「原告蒔田及び原告朴を落選させたいとの希望を伝えた」と認定している（原判決２５頁）。会場混乱防止の対応を要請したのではなく，一審原告蒔田及び朴を具体的に指名して，両名を本件ＴＭから排除するよう要請であったことを，明確に認定しているのである。

ウ　それにもかかわらず原判決は、「争点４」に関する判示部分において、松浦が一審原告蒔田らの情報を開示した目的を，「このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるため」（原判決３４頁）であるとし、かかる誤った事実認定に基づいて，一審被告京都市の「目的は正当といえる」（同３４頁）と判示している。原判決の事実誤認及び自己矛盾は明白である。

２　一審原告蒔田が本件ＴＭに参加すれば、抗議行動を行い、イベントが進められなくなるというのは、被告らの勝手な決めつけにすぎないのであって，これをもって「正当な目的」とする原判決は到底首肯できるものではない

(1)　原判決は、京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントで一審原告蒔田が具体的に何をしたのかについて、全く検証していない。原審においては、蒔田が当該イベントにおいて「そんなことはありませんよ。」と１回声をあげたことが明らかになっただけである（被告京都市最終準備書面１９頁、蒔田陳述書１３頁（甲２９））。当該声を上げる行為は、「進行の妨害」というようなものではなかった。

この点，蒔田は、本件ＴＭに応募した動機を、次のように述べている。

・「ぜひ、その機会を生かし、できるものなら意見を交換したかったのです。また、娘も何日か考えた後に、参加したいという自分の意思を決めました。公教育の当事者である娘が発言する機会があれば、そのことを何より大切にしたいと考えました。」（蒔田陳述書、甲２９の８頁）

・「（「それで、この希沙さんにＴＭに行くかと、そこで発言できる場があるならばということで、彼女の意思に基づいて行くことにしたと、こうつながりますね。」という質問に対して、）『心のノートのことや学校のことについてずっと悩んでいましたから、もちろん朝鮮名を使っているということもありましたけれども、何か自分で言いたいことを大人に伝

える機会があればいいと思いました。」（蒔田本人調書２２頁）

このように一審原告蒔田は、娘の発言の機会を何よりも大切にしたいと考えて本件ＴＭに応募したのである。一審原告蒔田が参加すれば、「イベントが進められなくなる。」というのは、一審被告らのあまりに勝手な決めつけである。

(2) 原判決では、原告朴について、「個人情報④（「蒔田の元夫であり、民族差別を訴える本に名前が出ており、また、在日本大韓民国民団の支団長である。」）は真実に反する情報であったと認められる。」（原判決３５頁）と認定したが、一審原告蒔田に関する情報も間違っていることについては触れていない。

たとえば、原判決が認定した事実経緯の部分は、松浦から伊佐敷に、「会場内でプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどし、進行の妨害をしたため、警察官を関与させることになった者というのは、原告蒔田」（原判決２４頁）、「原告蒔田は、『「心の教育」はいらない！市民会議』というグループの中心的メンバーであり、過去にも同様の抗議活動をしており、河合長官の出席したイベントでの騒ぎの中心人物である」（同２４頁）と伝えられたことが、そのまま認定されている。

一審原告蒔田に関して、悪意に満ちた虚偽の情報が伝えられたことは許せるものではない。そして，かかる虚偽の情報に基づいて簡単に一審原告蒔田らが本件ＴＭから排除されたことには，全く「正当な目的」であったなどと言うべきものではない。

(3) 公民館の利用が制限される場合について判示した最高裁平成７年３月７日判決・民事判例集４９巻３号６８７頁は，「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、前記各大法廷判決の趣旨によれば、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当である。」「そして、右事由の存在を肯認することができるのは、そのような事態の発生が許可権者の主観により予測されるだけではなく、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合でなければならないことはいうまでもない。」と判示するが，かかる法理は本件にも妥当する。

そうすると，原判決が，一審原告蒔田が本件ＴＭに参加した場合にイベントが進められなくなる明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見できるかを一切検討することなく一審原告蒔田らを排除した行為を正当と認めたことは明らかな失当というべきである。かつ又，一審被告京都市が主観のみによってイベント妨害の危険の発生を予測し，客観的事実に照らしてその予測が適切であるか否かを検討しなかった点を，全く問題にしていない原判決は明らかに失当というべきである。

３　一審原告朴は、「『心の教育』はいらない！市民会議」とは全く関係がなく、市教委の過去のイベントにも参加したことがないのに、一審原告朴が本件ＴＭに参加すれば「会場が混乱する」という決めつけは全く理由がない

原判決は、一審原告蒔田と一審原告朴との個別的事情を無視し、一審原告朴についても、松浦、伊佐敷らが、朴を落選させたのは、朴が参加すれば抗議行動を起こして、「イベントがすすめられなくなるような事態を回避するため」であり、目的自体は正当であるとした。また、松浦が伊佐敷に対して原告朴に関する情報を開示したのは、「会場が混乱するような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるため」として、目的自体を正当とした。

しかし、朴は、「『心の教育』はいらない！市民会議」とは全く関係がなく、市教委の過去のイベントにも参加したことがない。それにもかかわらず、松浦は、伊佐敷に対して、「会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性のある蒔

田さんと朴さんを落選とすることとしたい。」と伝えている。朴を、「抗議活動等トラブルを起こす可能性」があると決め付けたことについて、原判決が何の検討もせず、その目的自体をも正当と認定したことは，証拠を無視した粗雑極まりない判示である。

特に、朴については、松浦から伊佐敷に対して、「蒔田の元夫であり、民族差別を訴える本に名前が出ており、また、在日本大韓民国民団の支団長である。」というような情報が伝えられた。このような情報は、ＴＭの運営に全く関係がないことは明らかである。その他本件全証拠に照らしても，「目的自体は正当」と認定できる余地はどこにも見当たらない。

原判決は、「結果的に原告朴に関する情報が間違っていたとしても，その目的自体は正当」（原判決３２頁）と認定し，「朴に関する情報が間違っていた」か否かを判断することもなく，当該情報を理由として一審原告朴を本件ＴＭから排除したことを「正当」と言い切ってしまった。

４　原判決が、「（情報を開示したのは、）同原告らの思想・信条等の精神的活動を直接の理由とするのではない」と認定したことの誤り

(1)　原判決は、「上記認定説示のとおり，松浦が伊佐敷に対して原告蒔田及び原告朴に関する情報を開示したのは，同原告らの思想・信条等の精神的活動を直接の理由とするのではなく，『心の教育』はいらない！市民会議というグループの関係者が，京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントにおいて，会場内でプラカードを掲げるなどして，進行の妨害を行ったことがあったことを踏まえ，同様の事態が文化力ＴＭイン京都において生じないように対応するためである。したがって，京都市教育委員会が，原告蒔田の思想・信条を理由に原告蒔田の文化力ＴＭイン京都への参加を阻止しようとしたということはできない。」（原判決３６頁）と認定している。

しかし、この認定は、事実経過の認定部分で思想・信条等の問題に関連した事項を全て無視し、その上で、「ＡではなくＢである。したがってＡではない。」と言っているに等しい。

(2)　原判決は、事実経過の部分で、「松浦は、１０月５日、伊佐敷に対し、かって河合長官が出席したイベントで、大声を出したり、進行妨害をしたため、警察官を関与させることになった者が応募している可能性があるので、応募者のリストを確認したいと要請した。」（原判決２４頁）と認定した。

しかし、松浦を始めとする市教委職員らは、この河合長官が出席したイベントで、市教委の職員らが無理矢理排除した女性らの名前を把握していない。松浦らが、「『心の教育』はいらない！市民会議」の関係者で個人名を知っていたのは、一審原告蒔田を含めて３名にすぎない（松浦尋問調書５５頁）。（一審原告蒔田以外の２名は、当時、代表をつとめていた林功三氏と、常に市教委に顔を出していたＫ氏と思われる。）

松浦は、これらの３名しか名前を知らなかったのであるから、「『心の教育』はいらない！市民会議」のこれら特定の３名が応募していないかどうかを調べようとしたことは明らかである。すなわち，特定の市民運動に参加する者をチェックないし排除しようとしたのであって、これは，一審原告蒔田らの思想・信条等に基づく活動を理由として本件ＴＭから排除したことは明らかである。

(3)　また、原判決は、事実経過のうち、思想・信条に関連する事項を意図的に無視している。

たとえば、加納・二之宮弁護士らの「報告書」（乙Ａ２１号証）では、松浦が、「朴氏については、蒔田氏の元夫であり、民族差別を訴える本に名前が出ていた旨伊佐敷氏に伝えた、と述べました。また、何故そのような情報を伝えたかに関しては、そういう人物が本件ＴＭにおいても反対活動をする可能性があると思ったからである、と述べました。」と明記されている。「民族差別を訴える本に名前が出ているような人物は、ＴＭにおいても反対活動をする可能性がある。」というのは、民族的偏見、差別意識そのものに基づ

く判断であるが、原判決が認定した事実経過では、この点について全く触れていない。

また、「民団の支団長」という虚偽の情報についても、原判決は、「結果的に原告朴に関する情報が間違っていたとしても」と一蹴している。前述のように、原告朴は、「『心の教育』はいらない！市民会議」とは全く関係がなく、過去の市教委のイベントにも参加したこともないのであるから、原告朴を排除し、情報を開示した目的は、本件ＴＭの混乱を防ごうとしたものではなく、原告朴に対する民族的偏見、差別意識に基づいたものであったことは明らかである。

５　原判決が、「京都市教育委員会は、原告蒔田が住民監査請求や情報公開請求などすることを嫌悪して、原告蒔田に関する情報をＴＭ室に開示したということはできない」と認定したことの誤り

原判決は、「原告らは，京都市教育委員会が，住民監査請求や情報公開請求など市民の権利として法的に認められた行為を嫌悪して，原告蒔田を文化力ＴＭイン京都に参加させないようにＴＭ室に要求したことは，原告蒔田の思想・信条の自由（憲法１９条）及び表現の自由（憲法２１条１項）を侵害すると主張する。しかし，前判示のとおり，京都市教育委員会は，原告蒔田が住民監査請求や情報公開請求などをすることを嫌悪して，原告蒔田に関する情報をＴＭ室に開示したということはできない。」（原判決３６頁）と認定した。

原判決の事実経過に関する部分では、この点に関しては、「心の教育はいらない！市民会議というグループは、京都市道徳教育振興市民会議の謝金に関する住民監査請求をした」（同２５頁）と簡単に触れている。

しかし、松浦は、伊佐敷に対し、「（蒔田氏が来場した場合）京都市教育委員会や内閣府に対し、ＴＭの運営や経費等について、後日、情報公開請求等を行なって批判してくる可能性もある。」と連絡したことが明らかになっている（甲４の５）。内閣府ＴＭ室は、２００５年１１月１４日、この「ＴＭ京都の応募者について（取扱注意）」（甲４の５）という文書をもとに、本件ＴＭの運営について協議した。

市教委がこのような情報を開示したこと，そして関係各証拠からは，京都市教育委員会が一審原告蒔田が住民監査請求や情報公開請求などをすることを嫌悪したことは明白であるにもかかわらず、原判決がそれを全く無視し，前述のような認定をしたのは全く失当である。

第３　原判決におけるその他の事実誤認

１　原判決が、「参加希望者の中で、参加できない者が生じることは当然の前提」であるから、「原告らの主張する期待権は法的保護に値しない」としたことは、全くの事実誤認である

(1)　原判決は、「２　争点(3)（原告らの文化力ＴＭイン京都に参加し意見を述べる権利に対する侵害の有無）について」で、「文化力ＴＭイン京都は参加希望者全員が参加できるものとして企画されたわけではなく、参加希望者の中で参加できない者が生じることは当然の前提であったのであるから、原告らの主張する期待権は法的保護に値しないといわざるを得ない。」（原判決３１頁）と判示した。

しかし、「参加希望者の中で参加できない者が生じることは当然の前提」ではなく、「応募者多数の場合」のみ、抽選を行うとされていたのである（乙Ａ４）。

小泉内閣の１７４回のＴＭについて調査を行なった「タウンミーティング調査委員会調査報告書」（乙Ａ１５）でも、「１３年度以降，抽選を行ったケースは何度かあり」（乙Ａ１５の３４頁）とされているにすぎず，ほとんどのＴＭは応募者が定員に満たず、もちろん抽選も行なわれていない。

(2)　しかも、本件の文化力ＴＭイン京都の場合、当初の募集期間でほぼ定員の応募者があったにもかかわらず、さらに募集期間を設けて、市教委関係者を

応募させて応募者を増やしたり、イベント関係者等を別枠で動員したりして一般応募者の座席数を減らし、「抽選の必要性」を意図的に作り上げた（この点については、原告第3、第4、第6準備書面等で詳述したにもかかわらず、原判決では、いっさい触れていない。）。

そうした事実が明らかになっているにもかかわらず、「参加希望者の中で参加できない者が生じることは当然の前提」と認定した原判決は，事実認定の明らかな誤りがある。

(3) なお、原判決は、「伊佐敷は、同月２２日午前、事前に被告京都市から、開智童心太鼓・踊り・お花の関係者などイベント参加者の概数が約８０名であるとの報告を受けていたことや、文部科学省、内閣府、京都市教育委員会関係者及び記者等の数を合わせると約３０名に上ることから、総座席数２１０席から約１１０席を控除した約１００席が一般参加者の席数に当たると考えた。」（原判決２６頁）と述べるだけで、一般参加者の座席数がわずか約１００席となってしまったことを何ら問題にしていない。

本件ＴＭの募集要項では、「募集人員、２００名程度」（乙Ａ２、乙Ａ４）と公表されていた。それにもかかわらず、文部科学省や内閣府、京都市教委の役人ら関係者やイベント参加者、さらには記者席等のために約１１０席もとってしまい、一般応募者の席数を約１００席にしてしまったのは、募集要綱に違反している。「２００名程度を募集」と公表した以上、「応募者多数の場合は抽選を行なう」というのは、応募者数が２００名を越えた場合のことである。

２　原判決は、「個人情報の収集・利用・提供などの違法性」について、誤った判断をしている

(1)　原判決が、京都市による個人情報収集が、「相当性を逸脱するような方法・態様ではなかった」と認定したのは失当である

原判決は、「３　争点(4)」のプライバシー権についての判断で、一審原告

蒔田に関しては、「被告京都市が相当性を逸脱するような方法・態様で個人情報①及び②を収集したということもできない。」（原判決３４頁）と認定した。また、一審原告朴に関しても、「被告京都市が相当性を逸脱するような方法・態様で個人情報④を収集したということもできない。」（同３５頁）と認定した。

しかし、一審被告京都市は、一審原告朴が一審原告蒔田の「元夫」であるとか、一審原告朴が「在日本大韓民国民団の支団長」であるというようなとんでもない情報を収集した。これらの情報は、「適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」、「本人から収集しなければならない。」、「思想、信条、民族に関する個人情報は収集してはならない。」という京都市個人情報保護条例に違反することは明らかであるにもかかわらず（原告第５準備書面９頁）、それを「相当性を逸脱するような方法・態様で収集したということもできない。」とした原判決は、全く誤っている。

(2)　原判決は、国の個人情報の違法な提供、利用についての原告らの主張に答えていないもので，判断遺脱の違法がある

一審原告らは、一審被告国についても、「参加応募者名簿を市教委に送り、『問題のある人物』をチェックさせ、市教委からの報告に基づき、事実を確認することもなく、原告蒔田及び朴の両名を排除するために、当該情報を利用したものである。」（原告第５準備書面９頁）と主張したが、この点については、原判決は全く判断をしていない。

３　原判決の「共催者の内部で情報を共有したにすぎない」は、事実誤認

原判決は、「京都市教育委員会は、文化力ＴＭイン京都の共催相手である被告国のＴＭ室に対し、自己が保有していた情報を開示したのであるから、共催者の内部において情報を共有したにすぎないのであり、情報を外部に開示した場合とは態様を大きく異にする。」（原判決３４頁）とした。

しかし，原判決の認定を前提にしても，松浦が伊佐敷に対して一審原告蒔田

及び朴の情報を内閣府に伝えたのは２００５年１０月下旬ころであり（原判決２４頁），他方，被告京都市との共催となったのは同年１１月１１日である。

すなわち，市教委が内閣府に一審原告らの情報を伝えた時点では被告らは共催者ではなかったのであるから，「共催者の内部において情報を共有した」という原判決の認定には，明らかな事実誤認及び自己矛盾がある。

（なお，たとえ共催者であっても一審被告京都市の情報開示行為が違法であることは２００９年1月２７日付け控訴理由書で述べたとおりである。）

４　原判決は、「原告の子どもらを巻き込まれたものであり、原告らの精神的苦痛は一層大きい」という原告らの主張に全く触れず，判断遺脱の違法がある

一審被告国及び京都市の不正行為によって、一審原告らだけではなく、一審原告の子どもらも本件ＴＭへの参加を阻止された。

原告らは、訴状で、「原告らだけではなく、原告らの子どもたちをも巻き込んでこのような権利侵害行為が行われたことは、原告らの精神的苦痛をさらに大きなものにしている。」と主張した。その後も、原告第３準備書面２３頁、原告第６準備書面４３頁などでも再三、触れてきた。特に、原告第６準備書面の最後には、「今回の不正行為は、参加の主役であるべき原告の子どもたちをも巻き込んだものであった。このことは、原告らの精神的苦痛を一層大きくしていることを看過すべきではない。」と強調したところである。

しかし、原判決は、この点については全く触れていない。一審原告らの子どもたちは、何回もの話し合いの末、本件ＴＭへの参加を希望したのであるが、今回の不正行為によって、子どもたちの願いも踏みにじられた。このことが、一審原告らの精神的苦痛を一層大きくしたことは明白であり、そのことに全く言及しない原判決は　判断遺脱した違法がある。

以　上